

二十二条第二項及び第二百二十七条第二項の規定、新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新水産業協同組合法第九章の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第二十一条 新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新水産業協同組合法第二百一条の二第二項に規定する行為について適用する。

2 新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書に

ついて適用する。

3 新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所属組合（新水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する所属組合をいう。）の事業年度に係る新水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第三条第六項の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第二十三条 新農林中央金庫法第五十九条の規定は、農林中央金庫の施行日以後にする取引又は行為について適用し、農林中央金庫の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十四条 この法律の施行の際現に新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業（以下この条において「農林中央金庫代理業」という。）を営んでいる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつ

たとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き農林中央金庫代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き農林中央金庫代理業を営む場合においては、その者を農林中央金庫代理業者（新農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農林中央金庫法第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の二第三項の規定、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る）

）の規定並びにこれらの規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第二十五条 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する行為について適用する。

2 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫の事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用する。

(準備行為)

第二十六条 新農業協同組合法第九十二条の二第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正)

第二十七条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条第十項」を「第十一条第七項」に改める。

第九条中「第八十七条第十二項」を「第八十七条第九項」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十六項ただし書」を「第十条第二十項ただし書」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(三)に次のように加える。

ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可

認可件数

一件につき九万円

別表第一第二十四号の六を同表第二十四号の七とし、同表第二十四号の二から第二十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 金融機関の代理業の許可	
(一) 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
(二) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
(三) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
(四) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
(五) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第	許可件数 一件につき九万円

百八十三号) 第六条の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の信用協同組合代理業の許可

別表第一第三十一号の前に次のように加える。

三十の六 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可

<p>(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可</p>	<p>認可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>(三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

別表第三の二十四の項中「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

<p>一の二 金融庁又は財務省</p>	<p>銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の三 金融庁又は財務省</p>	<p>長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の四 金融庁又は財務省</p>	<p>信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>一の五 金融庁若しくは財務省又は厚生労働省</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の六 金融庁又は財務省</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省</p>	<p>農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省</p>	<p>水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第二百一十一条の二第一項の許可又は同法第二百一十一条の四第一項において準用す</p>

産省	る銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中八の項を削り、七の項を八の項とし、一一の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一一 都道府県知事	労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	---

別表第五中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀

行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第三十二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一項」を「第八項」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三号中「又は代理店」を削る。

(郵政民営化法の一部改正)

第三十四条 郵政民営化法(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「第一百十二条第二項」を「第一百十二条第三項」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（銀行代理業の許可に関する特例）

第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に於いて、郵便貯金銀行を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」と

あるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第九十八条第二項第二号中「代理店が継続的に設置されている」を「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）への継続的な業務の委託がされている」に改める。

第一百一条中「及び代理店」を削り、同条に次の一項を加える。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第一百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第一百十二条第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならぬ。

第一百六条第一項中「代理店の営業所」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第一百七十七条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百八条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百九十六条第四号中「第一百十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（郵便局株式会社法の一部改正）

第三十五条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条第五項を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)の

一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。))とする銀行代理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。))」に改める。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者(施行日から引き続き新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。))に再委託をして銀行代理業(銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。))を行わせる旨が承継計画(郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。))

）において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

附則第七十四条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 銀行代理業

(金融庁設置法の一部改正)

第三十七条 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ニからヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

(処分等の効力)

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（権限の委任）

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局長）に委任することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。